

# 東京都立多摩工業高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめは、人として決して許されない行為である。
- (3) いじめ問題へは、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進め、解決を図る。
- (4) いじめが起らない学校・学級づくり等、未然防止に取り組む。

## 2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、いじめ防止対策推進法第3条等の基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### イ 所掌事項

- いじめ防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等に関する対応
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録
- いじめ問題の確認と早期対応
- 教職員及び生徒向け研修の企画・実施

#### ウ 会議

定例会議は、月1回を原則とする。ただし、必要に応じて開催することがある。

## エ 委員構成

学校いじめ対策委員会の構成は次の通りとする。

校長、副校長、生活指導主任、各学年生活指導担当、養護教諭、教育相談（特別支援コーディネータ）担当教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問代表

## (2) 学校サポートチーム

### ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援することを目的とする。

### イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止
- 問題行動への効果的な対応
- 学校いじめ対策委員会の支援
- 保護者、地域住民、関係機関との連携・協力ができるサポート体制の確立

### ウ 会議

会議の開催は、年2回を原則とする。ただし、必要に応じて開催することがある。

## エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、保護者代表、同窓会代表、近隣中学校長、地域住民代表、地域関係機関代表、その他校長が必要と認める者

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

ア 全校生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であるという意識をもたせるとともに、教職員に対しても、日常から生徒の状況に対し観察する意識の高揚を図る。

イ 道徳教育や人権教育を充実させるため、読書活動や体験活動を通していじめ防止に対する意識や態度を育成する。

ウ 部活動や特別活動を通して、健全な人間関係の形成を図り、人権意識や連帯感を高める指導を推進する。

エ いじめに発展する兆候等が見られた場合、学級担任やスクールカウンセラーによる面談を行い、その防止に努める。

オ 生徒や保護者に対する講演会の実施等、いじめ防止の意識を啓発する。

### (2) 早期発見のための取組

- ア 学級担任による個人面接を実施する。
- イ 学級担任による個人別指導票を作成する。
- ウ スクールカウンセラーによる1学年生徒全員面接を実施する。
- エ 「いじめ発見のチェックシート」を定期的に活用し、いじめの早期発見に努める。
- オ 教職員間による生徒に関する情報の共有化を図る。

### (3) 早期対応のための取組

- ア いじめられた生徒やいじめを通報してきた生徒の安全の確保及び、安心して教育活動に参加できる環境を構築する。
- イ いじめを許さない、看過しないという意識がもてるような指導を図る。
- ウ 保護者会の開催や面談により、保護者との情報の共有化を図る。
- エ 学校いじめ対策委員会を中心とした学校全体の体制を構築し、発生時には事実を的確に把握するとともに、迅速かつ組織的な対応を図る。
- オ 学校サポートチームの支援を受ける他、外部関係機関や専門家等と連携を図る。

### (4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒の安全を確保し、教職員間の情報の共有化を図る。
- イ 被害生徒に対し、スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを図る。
- ウ 加害生徒に対しては、毅然とした態度で臨み、いじめをしない、繰り返さないといった指導の徹底を図る。
- エ 臨時保護者会を開き、保護者への正確な情報の提供と共有、及び学校の対応について周知する。
- オ 学校サポートチーム又は近隣関係機関からの助言を受けるなどの連携を図る。